三　無害化処理の用に供する施設の種類
　ポリ塩化ビフェニル汚染物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下同じ。）の洗浄施設
四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
五　申請年月日
　平成二十九年九月二十九日

○中部地方整備局告示第九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
三重県度会郡大紀町柏野字山下六九七番一から同町柏野字山下六九五番一まで	前	一五・五六～一六・七八	四四・一〇メートル	
	後	五一・六八	〇・二四六キロメートル	
三重県北牟婁郡紀北町三浦字生ケ谷一〇三番一から同町三浦字生ケ谷一〇二番一まで	前	一二・五八～二四・九九	四一・七七	
	後	五〇・四八	〇・〇八〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
尾鷲市大字南浦字矢ノ川大曾越二〇四四番一から熊野市大泊町字向芝六九六番二まで	前	A	六・七〇～一五三・〇〇	二六・〇一〇
		B	一二・〇〇～二四三・〇〇	一九・〇三〇
	後	A	六・七〇～一五三・〇〇	二六・〇一〇
		B	一二・〇〇～二四三・〇〇	一九・〇三〇

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
富士宮市内房字塩出一九八三番一から同市内房字塩出一九七五番一まで	前	二三・七五～二三・七五	六〇・二六メートル
	後	一一〇・六七	〇・二一一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

六　縦覧場所
イ　環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
ロ　東北地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
ハ　中国四国地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
ニ　中国四国地方環境事務所高松事務所廃棄物・リサイクル対策課
ホ　香川県環境森林部廃棄物対策課
ヘ　香川県中讃保健福祉事務所環境管理室
ト　坂出市市民生活部共働課
チ　愛媛県県民環境部循環型社会推進課
リ　西条市市民環境部環境衛生課
ヌ　福島県生活環境部産業廃棄物課
ル　いわき市勿来支所市民課

○中部地方整備局告示第九十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二十三号　津市神戸字藤谷三七三二番三から同市垂水字西焼尾三〇八六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

(二)　供用開始の期日　平成二十九年十一月二十八日

国会事項

衆議院

質問書提出

十一月二十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

北朝鮮軍兵士の亡命事件の法的意味に関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）

会計検査院法第三十条の三の規定に基づく報告書に対する政府の責務に関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）

国際儀礼（プロトコール）における同性パートナーの取り扱いに関する質問主意書（大西健介提出）

子どもを四人以上産んだら表彰するという提案に関する質問主意書（初鹿明博提出）

答弁書受領

十一月二十四日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員**逢**坂誠二提出ドローン規制法における対象施設の安全の確保のための措置を行うことのできる者に関する質問に対する答弁書

衆議院議員**逢**坂誠二提出第三の性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大西健介提出消防職員採用時の色覚検査に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大西健介提出米国大統領を招いての晩餐会への野党党首の招待に関する質問に対する答弁書

衆議院議員**逢**坂誠二提出自殺志願者へのＳＮＳ上での公的相談窓口の現状に関する質問に対する答弁書

衆議院議員**逢**坂誠二提出内閣の国会召集の権限に関する再質問に対する答弁書

参議院

答弁書受領

十一月二十四日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員糸数慶子提出辺野古新基地工事に関する質問に対する答弁書（第一三号）

参議院議員糸数慶子提出米軍ヘリ炎上事故に関する質問に対する答弁書（第一四号）

参議院議員糸数慶子提出沖縄における核兵器貯蔵疑惑に関する質問に対する答弁書（第一五号）

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理
　国務大臣　菅　義偉
外務大臣河野太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（十一月二十三日）

法務省

（東京地方検察庁検事兼法務省入国管理局付）検事兼法務事務官　鈴木　輝仁
法務事務官（法務省入国管理局付）の併任を解除する（十一月二十日）

最高裁判所

○定年退官
　簡易裁判所判事坂主勉は十一月十九日限り定年退官